

## 部分受講 Q&A

### 【受講申請】

#### Q 1

県外在住者ですが受講できますか。

#### A 1

県外にお住まいの方、県外の事業所にお勤めの方いずれも受講申請はできます。

ただし定員を超える申請があった場合の受講決定は、県内居住者及び県内事業所勤務者を優先いたします。

なお受講料につきましては、納付できる金融機関を限っております。県外にお住まいの方は納付可能な指定金融機関があることを予め確認の上、申請してください。

#### Q 2

以前サビ管資格を取得しようと相談支援従事者初任者研修（部分受講）を受講したが、その後サービス管理責任者等基礎研修を受講していない。今年度にサービス管理責任者等基礎研修を受講しようと思うが、再度相談支援従事者初任者研修（部分受講）を受講する必要があるのか。

#### A 2

サービス管理責任者等基礎研修受講要件である「相談支援従事者初任者研修講義部分の受講」は、同講義を過去に受講された場合でも要件として認められますので、今年度新たに受講する必要はありません。サービス管理責任者等基礎研修受講申請時には相談支援従事者研修（部分受講）受講証明書をご用意ください。

なお、相談支援従事者研修（全課程）修了証書をお持ちの方も同様です。

#### Q 3

今年度、サビ管資格と相談支援専門員資格のふたつを取得したい。については相談支援従事者初任者研修（部分受講）と相談支援従事者初任者研修（全課程）を受講したいが、全課程を受講するので部分受講（講義部分）の免除はあるか。

#### A 3

香川県における今年度の相談支援従事者初任者研修は、サービス管理責任者等基礎研修受講要件である部分受講を6月に開催し、相談支援専門員資格要件である全課程については10月からの開催となっております。

- (1) 香川県においては相談支援従事者初任者研修（全課程）とサービス管理責任者等基礎研修の同年度受講は認めておりません。

- (2) 香川県において相談支援従事者初任者研修は、全課程もしくは講義だけを受講する部分受講のふたつがありますが、仮に以前に講義部分を受講されていても、全課程を受講する場合は講義部分の受講も必須となっております。
- (3) 従って、ご質問のケースでは、「香川県においては今年度二つの資格取得は不可能。全課程を受講する場合の部分受講免除はない。」というお答えになります。香川県で資格取得を目指される場合には双方の受講要件（部分受講の場合はその後受講されるであろうサービス管理責任者等基礎研修の受講要件も含む）を十分ご確認ください、受講が可能ないずれか一つの研修に受講申請をしてください。

#### Q 4

法人で利用登録をして1人目の申請入力できたが、2人目ができない。

#### A 4

同じメールアドレスで登録するとシステムからはじかれるケースがあります。別メールアドレスで利用登録をして入力するか、利用登録をしないで連絡用メールアドレスを別のものを入力してみてください。

#### Q 5

電子申請をしたが、返信メール（申請受付完了メール）が来ない。

#### A 5

メールが届かない場合は迷惑メール防止対策をしている等の原因が考えられます。その後の連絡にもそのメールアドレスを使用しますので、「受講申請前必読（留意事項）」を参照してご自身で対策をお願いします。

また申請前の確認メールは届いたのに、申請受付完了メールや受講決定可否メールが届かないことが稀にあります。

次の場合は至急事務局（087-885-8600 川部みどり園研修担当）までご連絡ください。

- (1) 申請をして1両日経過しても「申請受付メール」が届かない
- (2) 当園HP「部分受講情報」に「受講決定可否メールを送信した」という記事が掲載されても「受講決定可否メール」が届かない。

#### Q 6

電子申請は初めてで不安だ。

#### A 6

昨年度の受講者の方々からは「電子申請は申請しやすかった」と概ね好意的なご意見が多かったです。しかし、中には「システム入力は時間制限があり焦り失敗した。再度の入力にも時間がかかる」とのご意見があったため、「受講申請前必読」に予め入力項目を記載して

います。準備されておくとよりスムーズに入力できます。

## Q7

いくら試しても申請するボタンが押せない。

## A7

入力した項目にエラーがあると申請できません。

赤いエラーメッセージをよく読んで対応してください。（よく見られるのは半角と全角の使用間違いです。）

またパソコンやスマートフォンによっては氏名や住所、電話番号などが自動入力設定になっており、画面上は適切な文字が表示されているのですが、実際は使用できない文字が自動入力されていたり、余計な文字が入っており字数制限を超えていたりすることもあります。（氏名の後空白がしばらく続いて電話番号が入ったり、住所の後に空白が続き郵便番号などが入ったりすることが多いようです。空白が多いので見た目は適正なのですが、実際は文字数制限オーバーや使用できない文字使用というエラーとなります。画面上では入力エラーとしか表示されずその原因については知らせてくれません。）そのため自動入力設定を解除するとスムーズにできたようです。

申請ボタンが押せずに申請ができないとお電話をくださった方全員が「スマートフォンでは受けつけてくれなかったが、パソコンでしたらできた」「パソコンでの申請ができず困っていたがスマートフォンではすぐにできた」とおっしゃり、申請できなかった原因はすべて便利なサポート機能・自動入力設定がされていました。

焦らずに設定変更を試してみて、それでも上手くいかない場合はパソコンやスマートフォンを別の機器にして試してください。

## Q8

電子申請画面に「事業所主体で個人が申請」と「事業所に関係なく個人で申請」という選択肢があるが、どう違うのか。

## A8

この設問自体は、申請内容に不明点がある際に、どなたに確認すればよいかを把握するための設問となります。

本研修の申請は個人が行うシステムとなっております。

「個人で申請」というのは、事業所に関係なく個人のキャリアアップのための受講であろうかと思えます。

「事業所主体」というのは、事業所都合で「この人に受講してもらいたい」と個人にお願いする場合となります。

ただし「事業所が主体として申請」する場合でも、あくまでも「申請は受講する個人が行う」こととなります。（受講証明書は申請者名で発行されます。）

「事業所主体」の場合、業務の都合で事業所職員が受講者の代理で申請する場合も多いです。ここで起きやすいトラブルは受講者ご自身が入力するのではないため「入力した氏名の間違い」「入力した生年月日の間違い」が非常に多いです。(生年月日は「受講証明書」には記載されませんが、受講記録名簿に保存されます。名簿に生年月日が誤って記載されていると個人の特定が不可能となり、最悪のケースでは受講をしていないと判断される可能性があります。) 不明点がある場合には事業所に確認させていただくことになります。

また「受講決定」メールが届いたが「何の研修かわからないから辞退する」とお申し出があったこともありました。これは事業所が受講させたい職員に十分な説明をしていないことが原因と思われます。

代理入力の場合は「受講申請者」にしっかり内容を説明していただき、承諾を得て代理入力をしてください。

## 【受講決定】

### Q 9

受講申請をしたら全員受講できるのか。

### A 9

実施要項に対象者を定めており、該当する方に対して受講決定を行います。

また定員を定めており、それを著しく超過する場合は、事務局で選考の上受講決定を行います。

なお、受講申請内容についてお問い合わせする場合がありますが、それに対応くださらない場合は受講の意志がないと判断し、受講決定を行わない場合があります。

### Q 1 0

申請前の確認メールや申請受付完了メールは届いたのに受講決定通知メールが届かない。

### A 1 0

上記A 5のとおり、至急事務局（0 8 7-8 8 5-8 6 0 0 川部みどり園研修担当）までご連絡ください。

### Q 1 1

受講決定通知・納入通知書が届いた後に受講を辞退せざるを得なくなったが、手続きは必要か。

### A 1 1

やむを得ず受講を辞退する際には必ず事務局へご連絡ください。事務局でキャンセル手続きを行います。ご連絡がない場合は研修終了後も受講料納付督促状を送付しつづけることとなりますのでご注意ください。

なお、受講決定後、納付期限後にも辞退の申し出がない方及びその所属事業所については翌年以降の受講決定の際に、定数以上の申請があった場合優先順位が下がることや定数内の申請であっても受講を認めないことがあることを予めご承知ください。

## 【受講料】

### Q12

受講料を払いたいのですが、納入通知書が届きません。

### A12

納入通知書は、受講申請時に入力した「納入通知書送付先」データをそのまま印刷し発送しております。

そのため届かない主な原因として考えられるのは二つです。

- ①受講申請時に誤った「納入通知書送付先」を入力した。
- ②受講申請時に入所した「納入通知書送付先」は勤務している事業所の住所だが、事業所名を入力し忘れた。

いずれも過去に実際にあった例です。宛先不明で事務局へ戻ってきたケースもあれば、そのまま郵便局で保管されていたケースもあります。(受講者の方が事業所住所の配達所管郵便局にお問い合わせで保管が判明しました。)

これらを避けるためには、正しい住所と事業所名・ビル名等を入力することが必要です。届かない場合は、まず受講申請時に入力した住所が正しかったかどうかをご自身で確認後、事務局へのお問い合わせと同時に事業所住所の配達所管郵便局にお問い合わせください。

### Q13

受講料の納付はコンビニや金融機関ならどこでもできるのか。

### A13

申し訳ございませんが、受講料納付ができる金融機関は限られております。

たまにそのほかの金融機関でも受け付けてくれる場合がありますが、その場合は確認が極端に遅れるため、eラーニング受講期間に間に合わない可能性が大です。その場合でも納付された受講料の返却は行いませんので、必ず納付期間内に次の指定金融機関での納付をお願いします。

全国の百十四銀行、みずほ銀行

香川県内の各銀行、各信用金庫、県信用組合、労働金庫、県信連及び県農協、西日本信漁連

(あおぞら銀行、ゆうちょ銀行、商工中金、三井住友信託銀行及び三菱UFJ信託銀行を除く)

例えば観音寺市信用金庫豊浜支店は指定金融機関で県内に所在しているので納入可能ですが、そこから12kmしか離れていない観音寺市信用金庫四国中央支店は、県外(愛媛県)

に所在しているため指定金融機関に該当しません。相手先の厚意で納入が可能な場合がありますが、システムの関係上、納付確認が大幅に遅れることがわかっており納期限内に納付しても講義開催期間中に確認手続きは間に合いません。その場合受講料を納入したにもかかわらず受講に必要な情報発行ができず受講ができない上、納付した受講料の返金も行なわれません。必ず百十四銀行、みずほ銀行もしくは香川県内に所在する上記指定金融機関のいずれかでの納入をしてください。

今年度から県外からの受講も可能となりました。県外の方は百十四銀行もしくはみずほ銀行で納付するか、香川県を訪れ県内の指定金融機関で納付をお願いします。

#### Q 1 4

受講料を支払ったら受講証明書は必ずもらえるのか。

#### A 1 4

実施要項に

「受講証明書は次の要件をすべて満たしたものに対して交付する。

- ①講義視聴サイトに記録された視聴時間が適切であると事務局が判断したもの
- ②定められた期限（当日消印有効）までに講義レポートを当園までに郵送したもの
- ③提出した講義レポートに空白や極端に短い記載がなく、記載された内容が適切であると事務局が判断したもの
- ④指定した返信用封筒に宛名を記載し切手を添付したものを定められた期限までに当園に届けたもの」

と定めています。

受講は受講料を納付しないと視聴できない仕組みですから、受講料納付は明記されていませんが必須条件のひとつとなります。

上記①～④に該当しない場合は受講証明書の交付は行いませんし、受講料の返還も行いません。予めご了解いただき申請してください。

#### Q 1 5

受講料は事業所が支払うのだが、領収書の宛先はどうなるのか。

#### A 1 5

事業所が受講料を支払い従業員が受講するために事業所が受講申請を行ったとしても、申請は事業所が受講をさせたい（代理申請を含む）個人もしくは受講を希望する個人でしかできません。事務局が受講決定をした時点で、受講者個人と県の契約という形になります。

従って領収書宛先及び受講証明書は個人名のみ記載です。

領収書は、受講料納入時に指定金融機関から渡された納入通知書兼領収書がそれにあたります。なお納入通知書兼領収書受講者氏名の漢字表記は香川県が使用している納入システムで利用できるものに限るため、受講申請時に受講証明書に記載する字を指定しても、そ

れが適用できるとは限りません。

## 【講義受講】

### Q16

一昨年同じ事業所でこの研修を受講したものがおり、テキストもその時に購入した。それを貸してもらおうと思うが。

### A16

テキストは令和7年1月に改訂されましたので、古いテキストを使用するのではなく、新しいテキストをお求めください。令和6年4月施行の法改正の内容も反映しており、事業所としても買い替えの機会ではないでしょうか。

当園のHP「部分受講情報」に掲載している注文シートでの注文ですと間違いませんが、個別に書店等で購入される場合は2025年1月改訂版であることを確認の上ご購入ください。

### Q17

eラーニングが計11時間もあると聞いたが、長すぎるのではないか。

### A17

パンデミック以前は集合形式で相談支援従事者初任者研修全課程の丸二日間の講義（計14時間）を全課程の方と並んで聞いていただいていた。オンラインとすることで、法で定められている講義部分のみの11時間に短縮され、さらに日にちや時間の縛りが少なくなり、研修期間中18日間の間で自分の都合の良い時間帯に受講できるのはメリットと思えます。分からないところは何回も見れるので受講しやすくなったという声も聴かれます。

ただし計11時間の長い視聴時間となるため、計画的に受講してください。閉講期間直前に視聴を始めて時間が間に合わず全て視聴できなかった方が毎年おられます。当然その方への受講証明書交付はできません。

### Q18

eラーニングが11時間もあると聞いた。すべて見る必要があるのか。

### A18

上記A17にあるように、この研修は法定研修でありそれぞれ講義時間が決まっております。その11時間をすべて受講することは受講証明書交付の必須要件です。

事務局が受講者皆さんの視聴時間数をモニターしております。視聴時間が短い場合は受講できていないと判断し、受講証明書の交付は行いません。また1つの講義を常識的でない長時間視聴している場合は、つけっぱなしにして視聴していないと判断する場合もありま

す。

1つの講義を一度で受講しきれない場合等は別途掲載の「eラーニング視聴方法簡易マニュアル」に従って操作をすることで適切な視聴時間記録がなされますので、マニュアルの熟読をお願いします。

#### Q19

事業所の都合で研修期間中は県外に派遣されている。オンラインなのだから別日程で受講させてほしい。

#### A19

実施要項で研修期間を「6月15日午前9時から6月30日午後5時」と定めております。受講者個人の都合で研修期間の変更をすることはありませんのでご了承ください。

オンラインですので、県外でも受講は可能です。期間中の受講をお願いします。

#### Q20

受講料を納付したらパスワード等受講情報が送られてくるとあったが、届かない。

#### A20

受講料納付後のパスワード等受講情報送付時のトラブルの原因がふたつあります。

①送付先メールアドレスによっては届かない場合がある

②納付の確認ができていない

①のメールアドレスのトラブルですが、受講申請時に使用したメールアドレスは、申請時に確認メールを送信し、届いた確認メールに記載されたURL経由で申請を行うため、メールアドレスには間違いはありません。

しかしドメインによってはシステムが送信したメールが2回目以降は届かないというトラブルも発生しています。その際には事務局へご相談ください。過去には違うメールアドレスをご用意いただき対応してきました。

研修の進捗情報は川部みどり園ホームページの「部分受講情報」に掲載していますので随時ご確認ください。例えば「受講情報をメール送信した」という記事があるのに自分にメールが届かない場合は事務局へお知らせください。

②の納付確認ができていない場合は深刻なケースかもしれません。

通常納付後3日営業日内で納付確認ができますので、確認次第受講情報をお知らせできます。

しかしこれは指定した金融機関で納付していただいた場合に限りです。過去には指定されていない金融機関で納付してしまい、納付確認が大幅に遅れたことがあります。

システムの関係上、指定金融機関以外で納付した場合、確認が大幅に遅れることがわかっています。原則納付はできないのですが相手先の厚意で納入が可能な場合があります。その場合は納期限内に納付しても講義開催期間中には間に合わないことが予想されます。すると受講料を納入したにもかかわらず受講に必要な情報発行ができず受講ができない上、納

付された受講料の返金も行われないうことになります。

A 1 3にあるとおり、必ず百十四銀行、みずほ銀行もしくは県内に所在する指定金融機関のいずれかでの納入をしてください。

## Q 2 1

同じ事業所で受講者が複数名おり事業所にはパソコンが一つしかないのので、同じ時間帯で全員が一つの画面を見て受講しても良いか。

## A 2 1

受講料を納付した方に講義を視聴するための情報を送付します。事務局は送付したその情報で受講状況をモニターします。

従って、受講者の一人がログインをして、同じ事業所の受講者全員で視聴したとしても、事務局はログインをした一人の受講者しか視聴していないと判断し、視聴時間が不足する他の方には受講証明書の交付はいたしません。パソコンが一つしかない場合は計画的に別々の時間帯で視聴する、スマートフォンを利用する等、必ず一人ひとりが個別にログインをして視聴してください。

実施要項で受講対象を「オンラインで行う講義（eラーニング）の受講環境を各自で確保できる者。」としていますが、受講決定後に「事業所にも自宅にも自由にインターネットを使える環境がない」と相談があったこともあります。事務局は視聴環境を提供しませんので受講をあきらめるかご自身で通信環境を整えるかしか方法はありません。結局その方はネットカフェで受講をされました。通信環境を確保できない方は受講申請をご遠慮ください。

## Q 2 2

受講申請に間に合わず、同じ事業所の講義視聴情報を使用して講義を受講した。後から受講料を払うので、受講証明書を出してほしい。

## A 2 2

受講決定がされていない方や受講決定がなされても受講料納付が確認できない方には、講義を視聴するための情報が送付できません。ですが物理的には他の方に送付された情報を使用しての講義視聴は可能です。ただし受講決定がなされなかった方や受講料納付が確認できなかった方がオンライン視聴して講義レポートを提出したとしても、事務局のモニター情報にはその方のログイン情報記録がございませんので、受講証明書の交付はできません。

## 【講義レポート】

## Q 2 3

「講義レポート作成は手書きに限る」とされているが、字が汚いのでパソコンを使用させ

てほしい。

A 2 3

講義レポートは「定められた様式（川部みどり園 HP に掲載）でレポートを手書きで作成（空白欄は認めない）」と実施要項にあるとおり、手書きをお願いします。

障害等により手書きが難しい事情がある場合には、申請時にその旨を事務局に相談してください。どのような方法であれば講義レポート提出が可能になるか、ともに考えさせていただきます。

Q 2 4

受講レポート項目が多すぎるので、少しくらい書かなくても良いか。

A 2 4

実施要項で「空白欄は認めない」としております。また記載していても「見ました」「理解できた」等極端に短い表記や内容が不適切な表記も受講できていないと判断し、受講証明書の交付はいたしません。

Q 2 5

今日が講義レポート提出の定められた期限日で、事業所から帰宅途中で川部みどり園があり、講義レポートを持っていきたい。

A 2 5

講義レポートは郵送に限り受け付け、持参等は不可としています。川部みどり園に持参されても受理しません。

定められた期限当日でしたら提出は当日消印有効ですので、夜間でも受け付けてくれる郵便局（川部みどり園近辺では高松南郵便局）へ直接届けたら間に合う可能性があります。（当日消印となるかは郵便局へご確認ください。）

定められた期限当日に、路上の郵便ポストに投函しても回収時間が終了している場合、当日消印となりませんのでご注意ください。

Q 2 6

講義レポートを送ったが定められた期限内に届いたどうか心配です。

A 2 6

講義レポートの提出は、定められた期限7月7日当日消印有効です。極端に言いますと、定められた期限当日に消印を押してくれる郵便局に直接届けて、定められた期限日の消印があれば、定められた期限を過ぎて事務局に届いても大丈夫です。

ポストに投函する場合は、回収時間をよく確認してください。定められた期限当日に投函しても、回収時間が過ぎていて定められた期限当日中に回収がされなければ消印は翌日以降となります。その場合提出は無効となり、受講証明書の交付はできません。

Q27

講義レポートを事務局へ送ることになっているが、香川県庁に送ればよいのか。

A27

本研修は香川県の主催ですが、事務局は川部みどり園にあります。県庁へは送らないでください。

講義レポート送付先は、「〒761-8046 高松市川部町418 香川県立川部みどり園 研修担当」宛となっております。毎年間違っって県庁に送る方がおられます。ご注意ください。

## 【返信用封筒】

Q28

折り畳んだA4用紙が入るのであれば受講証明書返信用封筒は小さい封筒でも良いか。

A28

受講証明書はA4版で、折らずに送付します。そのため、小さい封筒では封入できませんので、返信用封筒は必ず定形外角形2号封筒に返信先住所（事業所住所でしたら、事業所名と受講者名を必ず併記）を記載して180円切手を貼ったものを講義レポートに同封し郵送してください。定形外角形2号封筒でしたらその返信用封筒自体は川部みどり園に郵送する際には折っていただいて同封されても結構です。（折って川部みどり園に送り、みどり園から封筒を広げてA4版受講証明書を折らずに封入し郵送する。）

Q29

事業所は違うが同じ法人から全部で4人が受講した。受講証明書は法人で一括管理するので送付先を法人にして、一つの返信用封筒で良いか。

A29

実施要項で「同一事業所から複数名の受講レポートを郵送する場合、受講者1名につき1返信用封筒を同封する必要がある。」としております。お手数ですが、受講者人数分の返信用封筒をご用意ください。なおその際に宛先住所は法人でも構いませんが、法人名の後に受講者氏名を必ず記載してください。（宛先住所が法人・事業所住所の場合は必ず事業所名と受講者名を併記してください。）

## 【受講証明書】

Q30

受講証明書を送付したとメールが届いたが、いくら待っても受講証明書が届かない。

A30

昨年度は複数件そのようなケースがありました。いずれも返信用封筒に記載した宛先の不備です。

受講証明書送付先が個人宅でない場合に、記載された住所のみでは配達されない例がありました。住所は事業所の住所ですが、事業所名を記させず個人名のみを書いていたために、宛先不明で郵便局に保管されていました。

事業所宛とする場合は必ず事業所名・建物名等を記載してください。

事務局は受講者から送付された封筒に証明書を封入してそのまま投函するだけです。未配の原因は事務局にはわかりかねます。川部みどり園ホームページ「部分受講」情報に「受講証明書を送付しました」との記事があるのにしばらくしても届かない場合は記載した宛先住所の配達担当郵便局へお問い合わせください。（川部みどり園に戻ってきた場合にはご連絡差し上げます。）

### Q 3 1

受講証明書が届かないが、どのような状況か知りたい

#### A 3 1

川部みどり園ホームページ「部分受講」情報に進捗状況を掲載しています。

そこに「受講証明書を送付しました」との記事があれば、事務局が投函したということです。県内ですと通常3営業日の間に配達されるようです。記事が掲載されて四日経ても届かない場合にはトラブルが起きた可能性があります。

受講証明書送付は、事務局は受講者から送付された封筒に証明書を封入してそのまま投函するだけです。届かない場合には、記載された住所が違うとか料金不足であった等のトラブルが発生しております。こちらでは郵便物の追跡は不可能なため、ご自身で記載した住所地の配達所管郵便局へご確認ください。

また事務局の不手際等で受講証明書送付予定日（7月下旬）が遅れることが判明した場合は、「部分受講」情報にその旨を掲載いたしますので、随時ご確認ください。

### Q 3 2

適切な手続きをしたと思うが受講証明書が送られてくるか心配である。

#### A 3 2

受講決定した方の期限内受講料納付の確認ができ、eラーニング視聴も適切な時間かつ郵送されてきた講義レポートの内容も適切であれば、受講証明書の交付を行います。

返信用封筒に正確な宛先の記載と適切な切手の添付があればお手元に届くはずです。

どうしても不安な場合は、簡易書留配達での受講証明書送付も可能です。

適切な住所を記した返信用封筒に簡易書留料金分切手（180円+350円=530円分の切手）を貼り、「簡易書留」であることを表面に朱書きし、講義レポート郵送時に同封してください。受講証明書交付後に郵便局で投函手続きを行い、簡易郵便配達番号をメールで受講者に送付いたします。ただし通常の手続きを優先しますので、投函は後となりお手元に届くのが通常より遅れることをご承知ください。

なお講義レポートの不備や視聴時間の不足等で受講証明書交付ができない場合も、送られてきた返信用封筒を利用してその旨をお知らせいたします。

### Q 3 3

県外でサービス管理責任者等基礎研修の受講予定だが、必要書類（受講証明書）の送付が6月末となっている。6月中旬までにeラーニング受講を済ませレポートを送るので、早く受講証明書を送ってほしい。

### A 3 3

受講証明書の証明日は講義レポート提出の定められた期限である7月7日とし、受講証明書が実際にお手元に届くのは、7月下旬となると予定です。

個別の事情で受講証明書を早めに交付することはありません。当研修の日程では他県開催のサービス管理責任者等基礎研修申請に間に合わない場合があることを理解してご承知の上で申請してください。

なお当県で本研修を受講した場合は、当県サービス管理責任者等基礎研修受講申請をする際の受講証明書の提出は不要です。